

# 五城目町定市場 定期出店の手引き

令和8年4月作成 五城目町商工振興課

## 1. 市場開設日

通年、日付の下一桁に0, 2, 5, 7の付く日の午前7時から12時まで開設されます。

## 2. 出店料

間口1メートルにつき、町内の方は110円、町外の方は210円の出店料がかかります。

朝市開設日ごとに、係員が集金しに廻ります。

## 3. 出店許可申請

定市場に定期的に出店しようとする場合は、定市場設置条例により五城目町定市場出店許可申請書を町に提出し、許可を受けなければなりません。申請書は、朝市ふれあい館にて配布・受付をしております。申請書に必要事項をご記入の上、提出してください。出店場所は町で指定します。

## 4. 出店の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、出店許可の取り消し、または出店の制限、もしくは出店の停止をします。

- (1) 不正な行為により出店許可を受けたとき。
- (2) 出店許可の条件に違反して定市場を使用したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (4) その他、条例に基づく管理者の指示もしくは命令に違反したとき。

## 5. 出店の際の注意事項

### ①朝市通りの交通規制について

定市場開設日の下夕町通りは秋田県公安委員会により通行が規制されており、午前6時から午後1時までは会場内に車両の進入ができません。五城目警察署から通行許可書の交付を受けた車両は会場に進入出来ませんが、朝市の開催中は車両の進入を極力避け、来場者の安全を確保する義務があります。

### ②食品衛生法・食品表示法について

食品の販売は、食品衛生法上の規制があります。特に加工した食品、包装された食品は食品表示法により表示義務があります。(食品表示ラベルについては朝市ふれあい館で対応できますのでご相談ください。)

必要な営業許可等について、不明な場合は、秋田中央保健所(電話018-855-5173)にご相談ください。

**その他、御不明な点などありましたら、下記の連絡先までご連絡ください。**

—お問い合わせ先—

五城目町役場 商工振興課

TEL : 018-852-5222      FAX : 018-852-53